

# 大元学区体育協会会則

## 第一章 名称及び事務所

- 第1条 この会を大元学区体育協会と称する。
- 第2条 本会の事務所を原則として会長宅に置く。

## 第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は体育の健全な発達ならびに普及とスポーツを通じて学区民相互の親睦、融和を図ることを目的とする。
- 第4条 本会に次の部・団を置く。
1. 専門部（陸上、卓球、ソフト、グラウンドゴルフ、婦人バレー）
  2. スポーツ少年団（柔道、剣道、卓球、ソフト、バレー）
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 県、市体育協会との連絡協調
  2. 学区民体育祭の開催
  3. スポーツ少年団の育成指導
  4. 各種行事の開催及び後援指導
  5. その他、本会目的達成に必要な事業

## 第三章 組 織

- 第6条 本会は学区民で組織し、各町内より選出の委員と会長推薦の役員をもって組織する。

- 第7条 本会に次の役員を置く。

- |                  |      |
|------------------|------|
| 1. 会長            | 1名   |
| 2. 副会長           | 4名以内 |
| 3. 理事長           | 1名   |
| 4. 副理事長          | 2名   |
| 5. 理事（常任理事を含む）   | 若干名  |
| 6. 評議員（町内会推薦の委員） |      |
| 7. 会計            | 2名   |
| 8. 監事            | 2名   |

- 第8条 本会に次の役員を置くことができる。

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. 顧問  | 若干名 |
| 2. 相談役 | 若干名 |
| 3. 参与  | 若干名 |

- 第9条 本会役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 会長は、緊急を要するときに三役会（会長、副会長、理事長）を開き協議し、決議する。
4. 三役会は、会長の要請により、会計も招き協議する。
5. 理事長は、会長の委嘱により、本会全般の日常重要な会務を掌理する。
6. 副理事長は、会長の委嘱により理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する。
7. 理事は、会長の委嘱により理事会を構成し、本会の企画立案実施にあつたての会務を処理する。
8. 常任理事は、理事中より会長が委嘱し、本会の体育振興と普及発展のため体育事業における基本的企画立案の重要な会務遂行の任にあたる。
9. 評議員は、学区内各町内会より選出された体育委員とする。なお、本会の事業を円滑に推進するため、学区内を5つのブロック(別表)に分け、各ブロックの評議員代表であるブロック長は、地区の体育委員と協力して会務の遂行に努める。

- 10. 会計は、会長の委嘱により、本会会計事務処理の任にあたる。
  - 11. 監事は、会長の委嘱により、本会会計事務を監査する。
  - 12. 本会会長推薦による役員は総会の承認を得る。
- 第10条 1. 顧問、相談役、参与は理事会に諮り会長が委嘱する。
2. 顧問、相談役、参与は会長の諮問に応ずる。
- 第11条 本会の役員選出及び任期は次のとおりとする。
- 1. 会長、副会長は前年度の最終理事会をもって選出し総会にかける。その任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
  - 2. 本会役員の任期は同前とする。
  - 3. 本会役員に欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の残存期間とする。役員はすべて、次の役員が決定するまでその職務を遂行しなければならない。

#### 第四章 運 営

- 第12条 本会は、体育の振興とスポーツの普及発展に努めるとともに、市体育協会及び隣接学区体育協会との密接な連繫を保つ。
- 第13条 本会の円滑な運営と促進を図るため常任理事会内に諸部を設ける。
- 1. 総務部 庶務、会計その他一般事務を掌る
  - 2. 調査研究部 体育に関する調査、研究
  - 3. 審議部 体育振興その他重要案件を審議す
  - 4. 事業部 体育行事（宣伝、大会その他）、企画立案
  - 5. 強化部 大会参加選手の強化の推進、指導法の研究、指導者の研究会及び講習会開催
- 第14条 前条の役務分掌は、理事会の議を経て、会長が担当責任者及び部員を委嘱する。

#### 第五章 会 議

- 第15条 本会の会議は総会、常任理事会、理事会等とし、出席者の過半数の同意をもって決議する。
- 1. 総会は定期総会と臨時総会との二種とする。
  - 2. 総会は、体育委員（評議員）及び役員をもって構成し、会長が招集して議長となる。
  - 3. 常任理事会、理事会は会長が招集し、重要案件を協議し、決議する。
  - 4. 定期総会は、年度初めに会長が招集し、事業報告、決算報告、年度事業計画及び予算審議、その他、最も重要と認められる事項を決議する。
  - 5. ブロック長会議並びに各部専門部会及びスポーツ少年団部長会議を開き、重要案件を協議する。

#### 第六章 表 彰

- 第16条 本会の目的達成に功績顕著であると認められたものは会長がこれを表彰する。

#### 第七章 経 理

- 第17条 本会の事業を遂行するために必要な経費は次によりまかなう。
- 1. 市体協よりの交付金及び各町内会よりの負担金による。
  - 2. 寄付金、その他の収入による。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 第19条 本会の金銭出納面の適正明確化を図るため、一般会計と特別会計に分かつ。
- 第20条 会計は、会長の指示を受けて会計事務を処理し、会計監査を経て、総会で前年度の決算書を報告する。
- 第21条 本会に特別収入があった場合は、中間報告書の会計監査を経て、総会に報告する。

#### 第八章 附 則

- 第22条 大元学区体育協会慶弔規定制定（昭和51年1月1日）
- 第23条 大元学区体育協会表彰規定制定（於 記念大会）
- 第24条 本会則は総会において改正することができる。
- 第25条 本会則は昭和51年6月18日より施行する。
- 第26条 本会則を一部改正し、平成23年4月16日より施行する。

(別表)

1ブロック	野田1丁目南町、野田中・東・西・茶屋、新野田、野田4丁目みずほ、野田西新町及び地区内マンション等の各町内会
2ブロック	西古松本町・西本町及び地区内マンション等の各町内会
3ブロック	西古松南町・南本町・新町、大元町及び地区内マンション等の各町内会
4ブロック	下中野本町・野崎、上中野緑町、下中野若葉町、上中野白さぎ町及び地区内マンション等の各町内会
5ブロック	上中野本町・若草町・新町・柳町・幸町・長川町及び地区内マンション等の各町内会